

大型車両を取り巻く課題への対応

＜第4回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会＞

平成28年12月21日（水）

1.現状の課題（全般）

1－1．課題の確認

前回（8/2）に開催した連絡協議会において、それぞれの立場が抱える大型車両を取り巻く課題について、下表のとおり今後の対応方針について確認を行った。

＜大型車両を取り巻く課題＞	
運送事業者側	ほとんどの経路が大型車誘導区間のみで完結しないため、恩恵を受けられていない。また、高速道路を通行しない車両にはメリットがないため、重さ/高さ指定道路も大型車誘導区間に指定すべきである。 ⇒ 毎年適宜追加指定を行っていますが、今年度も引き続き協会・団体等からの意見も踏まえ検討していきます。
	ドライバーの労働環境の健全化が必要である。 ⇒ 今後協議会で取り組む新聞やイベントの広報等により、荷主と運送事業者の適正化を図り、ドライバーの労働環境の健全化を図れると考えています。
	近年の特車申請数の増加を受けて、審査体制の見直し、ひいては特車通行許可申請の在り方から検討するべきではないか。 ⇒ 直轄国道では窓口の集約化を行うなど審査体制を強化しており、来年度には個別協議のオンライン化を行うなど対策を強化していきます。
関係行政機関側	取締り（処分）等の権限が限定的であるため、他機関と連携してより効果的な取締りを行いたい。 ⇒ 今年秋頃実施予定の合同取締りに向けて今後実施方法を検討していきます。
	大型車両の事故対策には道路構造上の対策が必要な箇所がある。 ⇒ 関連機関と情報の共有を図り、必要な対策について検討していきます。
	基準を超過する車両の認可後のフォロー体制が構築されていない。 ⇒ 今後関係機関と連携して、必要な対策について検討していきます。
道路管理者側	取締り時に許可証の経路確認に時間を要している。 ⇒ 直轄国道では許可証の確認をモバイルパソコンからデータベースにアクセスして確認していますが、同様の体制が取れるかについて今後検討していく必要があると考えています。
	取締りを行うスペースや機材、人員の余裕がない。 ⇒ 他の道路管理者と連携して実施できないか検討していきます。
	包括協議を導入し、審査の効率化が必要である。 ⇒ 今後システムに組み込むことにより、審査の効率化を図れるか検討していきます。
	違反データが電子化されていないため、違反が繰り返し行われていても同一事業者かどうか判別できない。 ⇒ データの電子化については今後ETC2.0等の施策と併せて検討していきます。
	重複申請によって審査に余計な負荷が掛かっている。 ⇒ 根本的な解決には審査期間の短縮化が必要と考えており、道路情報便覧収録道路の推進や個別協議のオンライン化などの施策と併せて対応していきます。
	個別協議の審査において、車両個別の軌跡図を取り寄せることになるため時間をロスしている。 ⇒ 関係機関と今後検討していきます。

今回ピックアップ
(P2以降)

2. 広報の課題等

2-1. 合同取締における広報上の課題および懸案事項

連絡協議会の取組みとして今年度初めて実施した首都圏大規模同時合同取締について、広報における課題を整理し、来年度実施時に改善を図りたい。

① 記者発表資料の改善

- ✓ 合同取締は年々規模を拡大しているところであるが、報道機関に対するPRがマンネリ化してしまっている傾向がある。（記者発表資料はP3～4 参照）

⇒よりインパクトのある見出しの工夫

⇒写真素材を活用

⇒合同取締内容の発展（③）

② 作業部会の構成メンバー

- ✓ 今回実施した合同取締においては、スケジュールの都合上従来通りの道路管理者を中心としたメンバーで作業部会を構成したが、連絡協議会の取組みとして実施しているため、来年度は今回参加していない機関も含め、協議会一体となった活動としたい。

⇒不正改造の取締も同時に行うため、運輸局の参加は可能か

⇒トラック協会各支部、全国クレーン建設業協会各支部の参加は可能か

⇒現在取締を実施していない自治体について、今後に向けて取締方法や違反状況の把握として参加はできないか

③ 合同取締の実施内容

- ✓ 広報影響力が高い報道機関により多く取り上げてもらうため、従来の合同取締に加えて、新たな要素を取り込みたい。

⇒大型車通行適正化に関するパネル展を同時開催する

⇒連絡協議会委員全体でチラシ配布を実施する 等

④ その他

- ✓ 取締強化のため、これまで年1回の実施であった合同取締回数を増やせないか。

⇒連絡協議会の連携を活かした計画的な合同取締の提案

2. 広報の課題

2-2. 報道関係者向けの記者発表内容

別添案内図1

集合場所案内図(辰巳車両検問所)

●周辺図

●拡大図

辰巳車両検問所

出展:国土地理院地図

別添案内図2

集合場所案内図(新座本線料金所)

●周辺図

●拡大図

至:所沢

出展:国土地理院地図

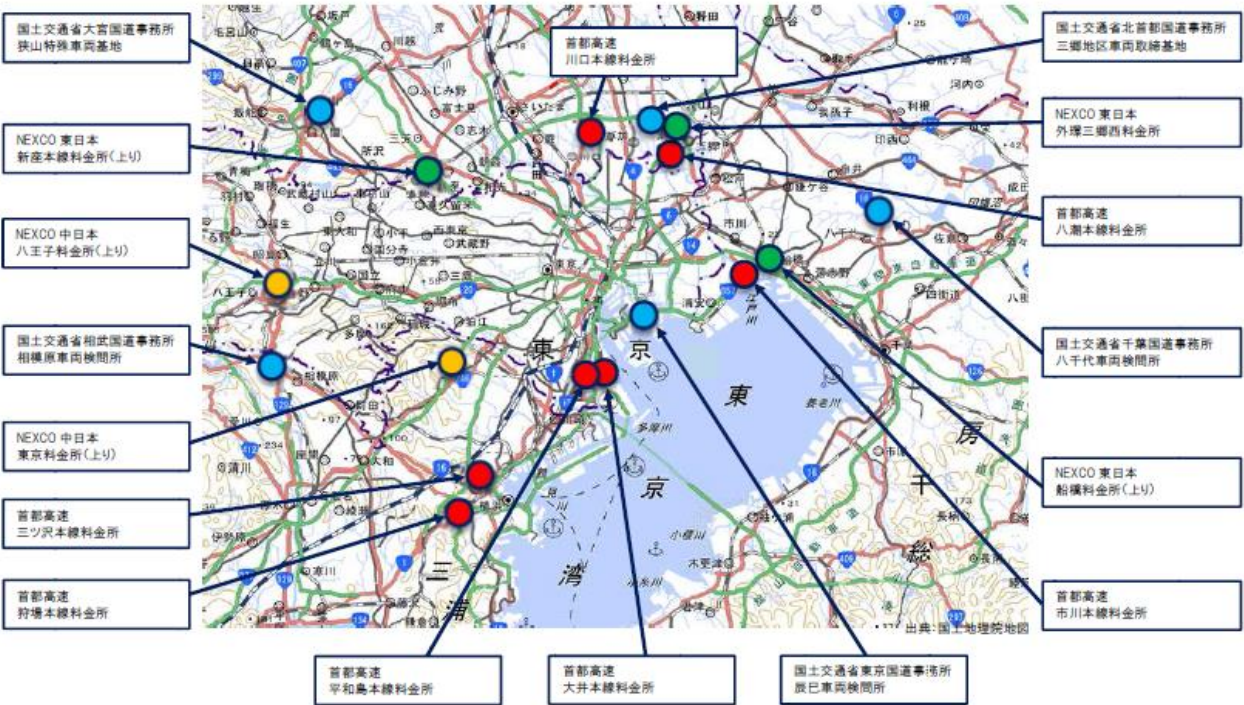
別添案内図3

集合場所案内図(首都高速道路株式会社)

みずほ銀行
三井住友UFJ銀行
文部科学省
財務省
外務省
農林水産省
霞ヶ関
地下鉄千代田線
日本郵政
経済産業省
新虎ノ門実業会館
日土地ビル
首都高
地下鉄日比谷線
桜田通り
A12
7
8
9
虎ノ門
地下鉄銀座線

別添

首都圏大規模同時合同取締実施箇所図



3.その他課題解決に向けた動き

3-1. システム等の改善による対策

① 新規格車の審査受付範囲の拡大

従来、新規格車の通行許可申請について、複数経路の申請において直轄国道事務所の審査が不要な経路を一部でも含む申請は直轄国道事務所以外で受付することとしていたが、システム改修を行い、複数経路の申請において直轄国道事務所の審査が必要な経路を一部でも含む申請は直轄国道事務所で受付可能となった。

運用変更：平成28年9月29日（木）～
適用範囲：オンライン申請、窓口申請どちらも可



国土交通省



平成28年9月28日

直轄国道事務所における新規格車の受付範囲を拡大します

現在、新規格車の通行許可申請において、複数経路に係る申請については直轄国道事務所において審査が不要な経路を一部でも含む申請を受け付けていませんが、直轄国道事務所における受付範囲を一部拡大し、**複数経路に係る申請について、直轄国道事務所にて審査が必要な経路を一部でも含む申請を受付可能とします（オンライン申請、窓口申請のどちらも受付可）。**

【直轄国道事務所において審査が不要な経路とは】

直轄国道の全区間が重さ指定道路である経路

出発地

重さ指定道路以外

重さ指定道路

重さ指定道路以外

目的地

直轄国道以外

直轄国道

直轄国道以外

経路における直轄国道の全区間が重さ指定道路のため、直轄国道事務所での審査は不要

【受付拡大の範囲】

複数経路に係る申請について、「直轄国道事務所にて審査が必要な経路」を一部でも含む申請を全国の直轄国道事務所にて申請を受け付けます。

<1経路のみ申請の場合>

No.	申請経路		申請の受付	
	経路全体	うち直轄国道	直轄国道事務所以外での受付	直轄国道事務所での受付
1	「全区間重さ指定道路」	「全区間重さ指定道路」	不可	不可
2	一部区間が重さ指定道路	一部区間が重さ指定道路	可※	不可
3		一部区間が重さ指定道路	可※	可
4		全区間重さ指定道路以外	可※	可
5	全区間重さ指定道路以外	全区間重さ指定道路以外	可※	可

※重さ指定道路以外の道路を管理する道路管理者の申請窓口に関する

<複数経路申請の場合>

No.	申請経路		申請の受付	
	経路全体	うち直轄国道	直轄国道事務所以外での受付	直轄国道事務所での受付
1	全経路が「全区間重さ指定道路」	全経路が「全区間重さ指定道路」	不可	不可
2	一部経路が「全区間重さ指定道路」	全経路が「全区間重さ指定道路」	不可	不可
3		一部経路が「全区間重さ指定道路」	不可	不可
4		「全区間重さ指定道路」の経路を含まない	不可	不可
5	全経路が「全区間重さ指定道路」の経路を含まない	全経路が「全区間重さ指定道路」	可※	不可
6		一部経路が「全区間重さ指定道路」	可※	不可⇒可（今回改修）
7		「全区間重さ指定道路」の経路を含まない	可※	可

※重さ指定道路以外の道路を管理する道路管理者の申請窓口に関する

5

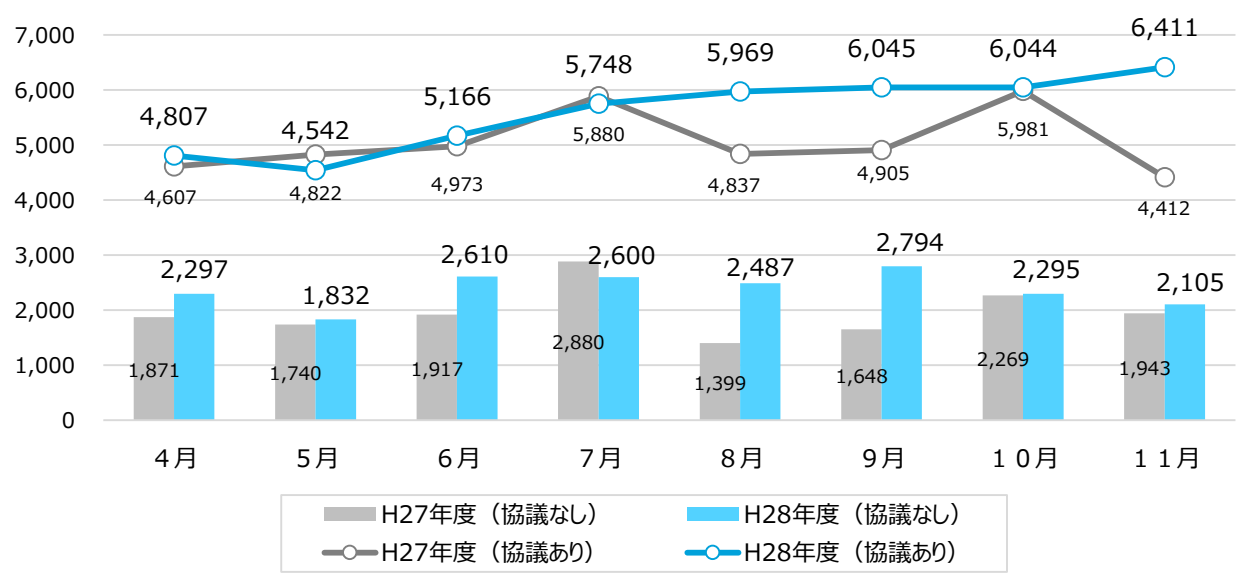
【参考】最近の許可件数等の推移

4 - 1. 許可件数の推移

①個別協議「あり」、「なし」共に前年比増

- 平成28年4月～11月までの8ヶ月間の特殊車両通行許可件数について、前年度と比較するとほぼすべての月で、個別協議がない場合の許可件数が平均約25%増加し、個別協議がある場合の許可件数も各月平均約11%増加した。
- 今年度の許可件数全体の約70%以上を個別協議がある許可が占め、累計許可件数も前年度と比較して、約10%増加している。

【H27/H28】個別協議の有無別の許可件数の推移

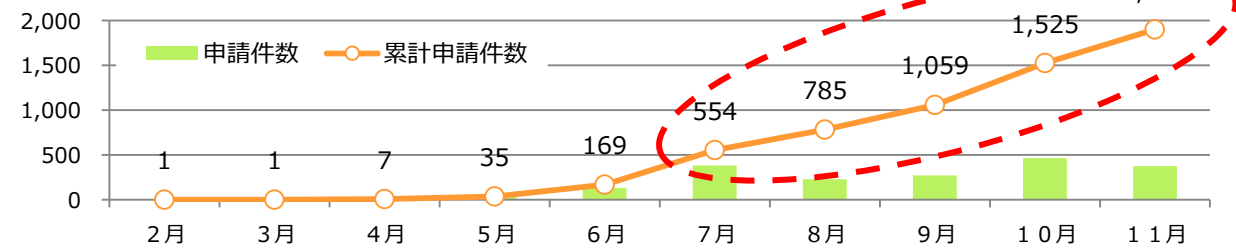


※データは大型車誘導区間審査対象外の関東地方整備局管内の全国道事務所および本局の合算値

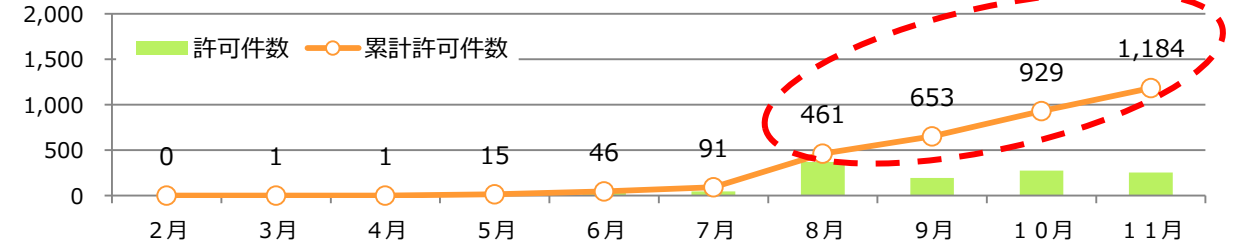
②特車ゴールド制度申請件数が7月頃から急増

- 平成28年1月25日から運用開始した「特車ゴールド制度」を適用した申請が7月頃から急増しており、11月末現在で累計約1,900件、累計許可件数は1,100件以上となった。
- なお、特車ゴールド申請のうち、多い月で約150件差戻しが発生している。

【H28】特車ゴールド申請件数の推移



【H28】特車ゴールド許可件数の推移



※特車ゴールド許可件数は、上記①におけるH28年の許可件数にほぼ含まれるもの。